

雇用管理研修のお知らせ

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」第5条では、「事業主は、建設事業を行う事業所ごとに（中略）、雇用管理責任者を選任しなければならない」と定めています。さらに、同法第5条第3項では、「事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない」としています。

このため、国において労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得及び向上を目的とした雇用管理研修を開催しています。今年前期の日程は以下のとおりです。

○基礎講習（神奈川県建設会館定員40名）

8月23日（火）9時～16時30分

9月9日（金）9時～16時30分

12日（月）9時～16時30分

10月11日（火）9時～16時30分

11月4日（金）9時～16時30分

14日（月）9時～16時30分

海老名市県水会館（定員30名）

11月15日（火）9時～17時00分

参加申し込みは

(株)労働調査会東京支社

03-6858-3401

【雇用管理研修で検索】



Q & A：熱中症予防指導員研修は義務づけなのですか？

Q：神奈川支部で行っている熱中症予防指導員研修は法律の義務づけがあるのでしょうか。

A：神奈川支部では職場で管理する立場で建設業における熱中症指導員研修と実際に働いている作業員向けの予防研修を行っています。

これらの研修は厚生労働省の平成21年の通達「職場における熱中症の予防について」において、以下のとおり示されています。

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) 熱中症の症状
- (2) 熱中症の予防方法
- (3) 緊急時の救急処置
- (4) 熱中症の事例



また、それらの項目での研修の内容、時間数等については毎年出される「STOP！熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で示されています。

神奈川支部事務局 夏季休業のお知らせ

神奈川支部の事務局は8月8日（月）から15日（月）までお休みします。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い致します。

支部行事予定

正副運営委員長・部会長会議

時：7月7日 16：00

所：311会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月20日 15：20

所：ロイヤルホールヨコハマ

安全指導者研修（含木建）

時：8月19日 13：30

所：講堂

支部表彰選考委員会

時：9月8日 15：00

所：311会議室

第59回全国建設業労働災害防止大会

時：10月6日7日 13：15

所：金沢

正副運営委員長・部会長会議

時：10月11日 15：00

所：311会議室

正副支部長・分会長会議

時：10月20日 15：00

所：311会議室

運営委員・分会事務局合同会議

時：10月27日 15：00

所：講堂

建災防神奈川支部ニュース

No.557 令和4年7月8日
合併号

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

建設業労働災害防止協会 神奈川支部
横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

令和4年度安全衛生にかかる表彰おめでとうございます。

「安全衛生に係る優良事業場に対する厚生労働大臣」表彰

厚生労働大臣優良賞（安全確保）

株式会社竹中工務店 横浜支店

川澄化学工業株式会社本社・研究開発拠点新築工事

株式会社長谷工コーポレーション

（仮称）大和市つきみ野1丁目計画新築工事

戸田建設株式会社 横浜支店

株式会社村田製作所みなとみらいイノベーションセンター建設工事

清水建設・湘南造園・エス・ケイ・ディ建設工事共同企業体

見附台周辺地区整備・管理運営事業（A・Cブロック）整備工事

平塚文化芸術ホール新築工事・見附台公園29整備工事

東亜建設工業株式会社 東日本建築支店

プロロジスパーク海老名2プロジェクト

「安全衛生に係る優良事業場に対する神奈川労働局長」表彰

神奈川労働局長優良賞

JFEエンジニアリング株式会社 横浜市北部汚泥資源化センター 汚泥処理・有効利用事業

リスクアセスメントを効果的に実施し、例えば不要の高所作業を見直すことで災害防止に努めたこと。梯子作業原則禁止、不安全行動の原則禁止、明確な作業指示など基本ルールを徹底していたこと。熱中症対策として健康チェック表及び水分（摂取）チェック表を活用することで発症予防に努めたこと。及び視覚教材により効果的に熱中症にかかる教育を実施したこと。請負金額170億円の大工事を無事に竣工したことは他の同業者の模範となること。

戸田建設株式会社 横浜支店

瀬谷駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築

着工前、各部施工計画時及び作業開始前の3段階のリスクアセスメントの実施。作業前RAには元方が立ち会って支援。RAにより例えば柱鉄筋組立作業を寝かした状態で行い高所作業のリスクを軽減するなど努めている。また山留においても全面不要のため一部のみとし、組み立て解体及びこれに伴うクレーン作業によるリスクの低減を行っている。

見える化を効果的に実施。例えば昇降設備の設置場所をわかりやすく表示し、広場に大型ディスプレイを設置し、当日の作業内容やWBGT値などを外国人研修生にも視覚的にわかりやすい形で周知することに努め、そのためピクトグラムを多用するなど視覚に訴える工夫をし、不安全行動の抑止に努めていること。

職長会の積極運営により自主的な安全衛生管理運動を盛り上げたこと。（緑化・清掃活動、独自表彰等）

令和４年度 木建協正副会長会議、総会を開催



６月１７日午後３時から建設会館講堂控室において正副会長会議が、６月２７日午後３時から建設会館３１１会議室において総会が開催されました。

審議されたのは①令和３年度の事業報告承認に関する件、②令和３年度決算報告承認に関する件、③令和４年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和４年度収支予算（案）承認に関する件、さらに本年度は改選期であることから、⑤役員の選考についてです。

支部の活動状況と同様、令和３年度の事業報告では新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動宣言がほぼ年度全般にわたって発令されていたため各種の活動が制限され、木建独自の安全パトロールなどが通常と比べて落ち込みました。

木造建築工事における災害の大半は墜落転落によるものから、令和４年度についても墜落転落災害防止を重点に活動することとし、いずれも提案された原案どおり承認されました。

総会では来賓に神奈川労働局から千葉幸則安全課長様、永吉地方産業安全専門官様、黒田神

奈川支部長が列席し、代表して千葉安全課長、黒田支部長からご挨拶をいただきました。

千葉安全課長からは県下の労働災害発生状況の説明を踏まえ、「労働災害の減少傾向が見えてこない、労働災害防止は当たり前のことを毎日こなすことにつぎ、活動を粘り強く継続することが重要である。」と強調されました。



千葉安全課長



米田会長

総会の冒頭において米田会長からは、昨年木造建築工事において死亡災害が発生していることについて建災防で施工する工事の完成工事高と木建での工事高を比較して考えるとあり得

ないことであることを強調し、「木建工事現場はどこの団体にも加入していない、アウトサイダーの人達がまだ多く、現場パトロールの指導においても難しい面が認められるので、各地区会におかれては、現場の指導はご苦労が多いかと思いますが、今後とも、墜落・転落災害の防止を重点とした、粘り強い丁寧なご指導をお願いします。」と結ばれました。

役員選考結果は以下のとおりです。

会 長 米田 實 団体（継続）
副会長 佐藤雅徳 川崎南分会（継続）
〃 田中英司 小田原地区会（継続）
監 事 山田久雄 小田原地区会（継続）
〃 野川直貴 団体（新規）

令和４年度 運営委員会全体会議を開催



三橋新運営委員長

６月１０日、建設会館講堂において、運営委員会全体会議を開催しました。

会議では本年度は役員改選期になるので、運営委員長、副運営委員長、各部会長、部会担当並び

に編集委員を選考しました。

第５７回となる神奈川県建設業労働災害防止大会については、１１月１１日（金）県民ホール（小ホール）で開催すること、その開催に関連する支部表彰選考委員会の日程（９月８日）運営委員・分会事務局長合同会議の日程（１０月２７日）などが確認されました。

新たに運営委員長に選任されたの三橋運営委員

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業４日以上）

神奈川労働局 令和３年５月末現在

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
３ 年	16	6	31	15	19	45	13	27	24	20	19	29	264
					(1)								(1)
前 年	15	9	10	21	12	29	20	22	15	17	20	16	206
	(1)					(1)			(3)				(5)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和３年６月２５日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和４年)	前年同期 (令和３年)	前々年同期 (令和２年)	令和３年	令和２年	令和元年
				令和３年のみ速報値		
製 造 業		4	2	8	5 (1)	2
建 設 業	1	12 (1)	3 (1)	21 (2)	14 (3)	10 (1)
交 通 運 輸 業					1	1
陸上貨物運送事業		2	2 (1)	2	5 (2)	2 (1)
港 湾 荷 役 業						1 (1)
商 業	2 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (2)	1 (1)	1 (1)
清 掃 ・ と 畜 業	3		2 (1)	1	6 (2)	3 (1)
そ の 他	1 (1)	5 (1)	2	14 (5)	6 (1)	4 (1)
合 計	7 (2)	24 (3)	12 (4)	49 (9)	37 (10)	24 (6)

（注）：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。 令和元年は平成31年も含みます。

☆死亡災害の概要☆

令和３年６月２５日現在

発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
３月	その他の 建設工事業	玉掛用具	資材置場において、移動式クレーンでつった資材（約６００キログラム）を横移動中、１本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、介添えロープでつり荷を誘導中だった被災者が下敷きとなった。
９時頃	～９人	飛来、落下	

労働保険のお知らせ

令和４年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は

６月１日（水）～７月１１日（月）です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

正しい申告のために・・・早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！



検索

労働保険の電子申請

お問い合わせは、 神奈川労働局総務部労働保険徴収課

適用第１係、第２係、第３係 電話045-650-2803



令和４年度 建設工事関係者連絡会議開催

6月7日、神奈川労働局主催で令和３年度の建設工事関係者連絡会議が開催されました。

同会議は例年神奈川労働局が主催し、公共工事発注者及び当支部が出席して、発注者・施工者・神奈川労働局が連携しつつ、県内の建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的に平成２６年度から開催されているものです。

出席者は神奈川労働局のほか**国土交通省、防衛省、都道府県の公共工事担当部署、高速道路支社関係、都市再生機構、鉄道会社、電力・ガス・電信電話各社**となっています。会の出席にあたり、先に各副支部長・分会長宛てに発注関係者に対しての要請する意見要望を募り、下記のとおり取りまとめ、会議には黒田支部長、専務理事が出席し、文書を提出するとともに会場にて説明を行いました。



《 意 見 要 望 》

１ 審査評価の加点対象について

建災防に加入していることを「競争入札参加資格審査」及び「相応評価方式審査」において審査評価の加点対象にするよう、国及び各発注機関においてもご検討いただきたい。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格（ISO45001）、日本産業規格（JISQ45001及びJISQ45100）を踏まえて改正した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に準拠し、建災防では建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムである「ニューコスモス」、中小企業向けの「コンパクトコスモス」を建設業独自のマネジメントシステムとして策定し、普及促進を図っています。

現に導入企業の労働災害は減少しており、都道府県、市町村ではコスモス認定取得事業場を審査評価の加点対象としている実績もあり、普及促進のためにも認定事業場を加点対象とすることをご検討いただきたい。

２ 安全衛生教育の推進

建災防では各種教育を行っています。

本年４月から適用されるにアーク溶接作業に伴い選任の必要な作業主任者の資格である特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、来年１０月から必要とされる一般建築物石綿含有建材調査者講習を昨年から実施し、資格者の充足に努めております。

建設業に従事するものの安全意識の向上のため、発注機関の関係者の受講も含め、関係業者への周知をお願いします。

３ 建設工事現場におけるメンタルヘルス、週休２日・４週８休制への取組

労働時間の上限規制等、建設業における過重労働対策に関してはガイドラインの策定による発注など一定の成果が報道されています。

ついうっかりといった不安全行動が招く労働災害の背景には、少なからず不眠、疲労等の因子が関連しているケースがあり、慢性的な睡眠不足や高いストレス状態が続くと認知機能に影響が出ることが知られており、そういった面からも労働時間の管理、短縮が求められていますので、今後とも発注時における工期、発注条件、円滑な工事着手等に特段のご配慮をお願いします。

４ 労働災害防止のための情報の提供

建災防では労働災害防止における本質安全化を実現するツールとして、ICTの活用に取り組んでおり、労働災害防止に役立つ情報をデータベースでまとめ、ホームページで公開しています。

また、建災防神奈川支部では建設業で死亡災害が続発していることから、３つの運動「セーフティリボン運動」「３分ＫＹ運動」「安全行動宣言運動」を、いずれも神奈川支部独自の取り組みとして、神奈川労働局及び県内１２の労働基準監督署の後援を頂いて展開しています。

発注者の立場においても、その運動の趣旨のご理解をいただき、好事例等が認められた場合はそれらの情報についてデータをご提供を頂くなど事例の収集にご協力いただくとともに、作業員一人一人に知らせるべき特色のある災害が発生した場合にはそれらの情報をご提供いただきたい。

長からは、閉会に当たって「新型コロナ感染は小康状態になったとはいえ、今年に入ってから建設業でも多く発生している、これから熱中症予防の時期に入るので、相まって健康管理に留意する必要がある、幸いなことに今年に入って死亡災害は前年の同期を下回る水準で来ているということですので、支部で推奨する３つの運動や墜落・転落災害の防止を重点に活動を推進し、１日でも長く災害ゼロを継続させることを、本日ご参会の皆様と意思統一したい。」

神奈川労働局との合同パトロール開催

6月29日横浜市中区新港地区で戸田建設(株)横浜支店で建設中の横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の現場を神奈川労働局と建災防神奈川支部との合同でパトロールを行いました。

神奈川労働局からは西村労働局長、千葉安全課長、永吉安全専門官、毛利衛生専門官、管轄の横浜南労働基準監督署から齊藤署長が、神奈川支部からは黒田支部長が参加し、現場の安全対策や熱中症の予防の取組みなどを確認しました。

（右及び下の写真）



支保工足場、サポート類の設置により、作業通路が不明確になりやすいため、通路の視認性を改善するため、ピンクリボンテープを使い、通路の明確化と通路を意識した資材の置き方に意識付けが図られていました。

安全行動宣言については、元請のみならず、関係専門工事業者が安全宣言を行い、写真入りで専用のボードに掲示され（写真右）職長会との協働関係での活動を伺わせるものでした。

神奈川支部としては０災害での竣工と、好事例の応募をお願い申し上げる次第です。

と結ばれました。

新たに選任された運営委員役員は以下のとおりです。

運営委員長	(株)NB建設	三橋 智
副運営委員長	奈良建設(株)	相澤 浩樹
〃	清水建設(株)横浜支店	吉田 健一
総務部会長	(株)大林組東京本店	鶴岡 宏一
事業部会長	信号器材(株)	村松 茂晴
教育部会長	(株)三木組	相原 昌樹



パトロールは安全週間を迎えるに当たり、ここ数年県内で増加傾向にある建設業での死亡重大災害防止対策の一環として実施されたもので、終了後西村労働局長から竣工までの無事故・無災害を要請するほか、現場における新型コロナ、熱中症防止対策とともに作業員一人ひとりの過重労働防止など健康管理に注意するよう求めました。

当該現場においては、神奈川支部の運動を取り入れていただいております、一つは躯体工事において



令和3年度における神奈川労働局管内における建設業の送検事例

労働基準監督署の監督官は司法権限を持っており、死亡などの重大災害、労災かくし、社会的な問題事案などについて捜査を行い、書類送検を行います。

今回は神奈川労働局労働基準部監督課のご協力により、令和3年度において神奈川労働局管内の労働基準監督署が送検処分とした建設業の事例をご紹介します。（いずれも記者発表事件）

1 一酸化炭素中毒

●事件の概要

令和2年6月冷蔵・冷凍庫内の床補修工事の現場において、自然換気が不十分なところであるにもかかわらず内燃機関（本件ではガソリンエンジン）を有するコンクリート研削機を使用して研削作業を行っていたところ、4名の作業員が一酸化炭素中毒となり救急搬送されるという労働災害が発生した。

●対象条文：労働安全衛生規則（以降安規則とする）第578条

事業者は、坑、井筒、潜函、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。

ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。

●被疑者

法人（防水工事業）
同社現場代理人

●ポイント

下水道などの狭い空間において発電機を使用したり、あるいはうい道、立坑などでエンジン式のバックホウなどを使用していると一酸化炭素中毒を引き起こします。

本件のように閉鎖された空間においては、事前に酸欠、硫化水素中毒など様々な環境による危険を予測しなければなりません。

2 足場組立時の墜落

●事案の概要

令和2年8月、マンション新築工事において、自社に派遣されていた労働者に解体作業をさせていたところ、高さ17mの足場上から地面に墜落し、死亡するという災害が発生した。

●対象条文：安規則第566条

事業者は足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、（以下中略）

4. 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

●被疑者

法人（建設工事業）
同社職長

●ポイント

高さ5m以上の足場（吊り足場等では高さの条件なし）の組立、解体又は変更時においては技能講習受講等の資格者の中から作業主任者を選任して指揮を行わなければならないが、本件では資格者はいたが、安全帯を有効に使用しておらず、その状況をその場で直接指揮していた作業主任者に行かせていなかったものである。

本件で注視するのは被災者と職長は同一の法人でないで、本来は事業者責任が生じないが、両者が指揮命令関係にあることから派遣法の適用を受けて権限義務ありと判断されたことにある。

3 掘削作業の主任者

●事案の概要

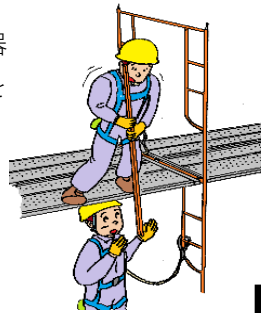
令和2年10月建築物等新築工事現場において、地表から深さ約12mの掘削面がほぼ垂直に切り立った地点で、作業員に掘削作業を行わせていたところ、掘削面が崩れて土砂が流出し、作業員がその土砂に埋まり死亡するという災害発生した。

●対象条文：安規則第359条

事業者は、令6条第9号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

●被疑者

法人（土木工事業）



同社支店長

●ポイント

厚生労働省令で定められている地山の掘削作業などの危険を伴う作業は技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならない。その者に労働安全衛生規則第360条に定められている職務を行わせなければならない。本件では災害発生時に当該作業主任者が選任されていなかった疑い。

4 ホッパーで下敷き

●事件の概要

令和3年2月新設道路敷設工事現場において、労働者が土砂が投入されたホッパーの詰まりを解消させる作業中、排出口の隙間に寝そべった状態で身体を入れたところ、多量の土砂が落下してその下敷きとなり、胸部圧迫により窒息死した。

●対象条文：安規則第537条

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

●被疑者

法人
同社作業所長

●ポイント

本来立ち入るべき箇所ではないところに立ち入った結果発生した災害であったが、被災者は職歴5ヶ月、当該現場配属2ヶ月であったことから特段の配慮が必要だったと思われる。



5 いわゆる労災かくし

●事件の概要

令和2年12月河川内に止め置かれていたドラグショベルから誤って川に落ち、左肘靱帯等を負傷、その後4日以上休業したにもかかわらず、所轄の労働基準監督署長へ労働者

死傷病報告の提出を怠った。

●対象条文：安規則第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく様式23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

●被疑者

法人（土木工事業）
同社代表取締役
元請現場代理人

●ポイント

労働災害が発生し、休業災害になった場合は所轄の労働基準監督署長への届出が必要である。休業4日以上の場合は遅滞なく、4日未満の場合はそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までとされている。

届出義務者は被災した事業場の事業者にあるが、元請が認識しているようなケースでは本件のように共犯として送検されるケースがあるので決して見過ごしてはならない。

令和3年では他に同様な送検事例が3例ある。

6 解体作業で下敷き

●事案の概要

令和3年9月鉄筋コンクリート造の2階建て建物の解体工事現場において、被災者（スリランカ国籍の外国人20代）は建物1階付近で、解体用機械で解体していた場所にホースを向けて散水していたところ、被災者の直上にあった建物の一部が崩落し、下敷きとなって死亡した。

●対象条文：安規則第517条の14

事業者は、令第6条第15の5の作業を行うときは、工作物の倒壊、物体の飛来又は落下等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り

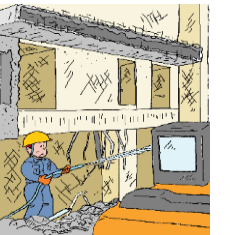
得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

●被疑者

法人（建築物、構築物の解体工事）
同社代表取締役

●ポイント

高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体を行うときに必要な調査とそれに基づく計画を定めないまま解体作業を行ったもの、他に作業主任者の選任義務違反もあり。



7 電動工具の不適正使用

●事案の概要

令和3年4月木造建築物改修工事現場において、被災者にディスクグラインダーの研削砥石を取り外させ、代わりに丸鋸の歯を取り付け、木材を切断させていたところ、誤って被災者自身の右大腿動脈を切断し、失血により死亡した。

●対象条文：安規則第123条

事業者は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

●被疑者

事業代表者（個人事業）

●ポイント

ホームセンター等でディスクグラインダーの規格に合うマルチソーを取り付けての災害であるが、本件では取り替えたことによって当該電動工具はカバーのない木材加工用丸のこであるとして当該条文違反であるとされたが、ディスクグラインダーについては研削盤として研削砥石の覆いを設けていないと規格に適合していない機械等の使用違反（安規則第27条）の可能性もあった。

